

特定建設作業の振動規制基準

基準の区分 特定建設作業	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	夜間作業	1日の作業時間	作業期間	日曜日その他の休日の作業
くい打ち機等を使用する作業 鋼球を使用する作業 舗装版破碎機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業 空気圧縮機を使用する作業	75デシベル	午後7時～午前7時まではおこなわないこと	10時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと	行わないこと
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。	その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。